

一般財団法人笠岡市総合福祉事業団吸江社定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人笠岡市総合福祉事業団吸江社という。

(目 的)

第2条 この法人は、笠岡市民（以下「市民」という。）の福祉の向上とコミュニティ活動の促進を図るとともに、笠岡市が設置する公の施設（笠岡市から管理運営を受託したものを含む。）の利用増進及び文化、スポーツの普及振興のための事業の推進を図り、もって人間性豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市民の福祉の増進及びコミュニティ活動の促進に関する事業
- (2) 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- (3) 教育、スポーツ等を通じて市民の心身の健全な発達に寄与し、人間性を涵養することを目的とした事業
- (4) 勤労者の福祉の向上を目的とした事業
- (5) 前各号の事業を行うための公の施設の管理運営及び利用促進に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第4条 この法人は、主たる事務所を岡山県笠岡市に置く。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、適正な維持管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2

以上の決議を得なければならない。

- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産の管理運用は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の決議を経て定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、郵便局若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に代えて保管しなければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が事業年度終了まで備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告、決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

(剰余金の処分制限)

第11条 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配はできない。

(残余財産の帰属)

第12条 この法人の残余財産は、清算をする場合において、笠岡市に帰属させるものとする。

第3章 評議員

(評議員)

第13条 この法人には、5名以上7名以内の評議員を置く。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(評議員の資格)

第15条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第65条第1項に規定するもの及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第6条第1号に規定する者は、評議員となることができない。

2 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期については、退任した評議員の残任期間とする。

(欠員)

第17条 任期の満了又は辞任した評議員は、評議員に欠員が生じた場合には、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第18条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を別途支払うことができる。

第4章 評議員会

(評議員会)

第19条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 基本財産の処分又は除外
- (7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び廃止
- (8) その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(招 集)

第21条 定時評議員会は毎事業年度終了後3箇月以内に招集、臨時評議員会は必要に応じて臨時招集する。

- 2 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 3 評議員は前項の規定にかかわらず、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 理事長は前項による請求があった場合、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 5 第3項の請求をした評議員は次の場合には、裁判所の許可を得て評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
- (2) 請求があった日から、6週間以内の日を評議員会の日とする旨の通知が発せられない場合

(招集通知)

第22条 理事長は、評議員会の日から1週間前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面によりその通知を発しなければならない。ただし、評議員の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議 長)

第23条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(決 議)

第24条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数の同意をもって行う。

- 2 次に掲げる事項の決議は、前項の規定にかかわらず、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の同意をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外
- (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び廃止

(6) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 前各項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第25条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、評議員の全員が提案された議案につき、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その議案を可決する評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第27条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 この法人の理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 この法人の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団・財団法人法第197条において準用する一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第29条 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

2 一般社団・財団法人法第65条第1項に規定する者及び公益法人認定法第6条第1項に規定する者は、理事又は監事となることができない。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者とその他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事につ

いても、同様とする。

(役員 の 解任)

第 30 条 理事又は監事が各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 の 任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了するときまでとする。

(欠 員)

第 32 条 理事又は監事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 職務)

第 33 条 理事及び監事は、一般社団・財団法人法に規定する職務を行うほか、次の区分に応じ、それぞれ規定する事項の職務を行う。

(1) 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(2) 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(3) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員 の 報酬等)

第 34 条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 報酬及び費用の弁償については、評議員会において別に定める。

(損害賠償責任の免除)

第 35 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条で、準用する同法第 11

4条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

（構成）

第36条 この法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

3 理事会は毎事業年度3回以上開催する。

（権限）

第37条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 評議員会の日時、場所及び目的である事項の決定
- (2) 理事長、副理事長及び常務理事の選定又は解職
- (3) 重要な財産の処分及び譲受け
- (4) 多額の借財
- (5) 一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第114条第1項に規定する損害賠償責任の一部免除
- (6) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (7) その他理事会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

（招集）

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面により、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

（議長）

第39条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（決議）

第40条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、そ

の過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第41条 理事長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事全員が提案された議案につき、書面により同意の意思表示をしたときには、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第42条 理事会の議事は、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第95条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名しなければならない。

第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第2条及び第3条及び第14条についても適用する。

(合併)

第44条 この法人が合併するときは、第24条第2項に規定する評議員会の決議をしなければならない。

(事業の全部又は一部の譲渡)

第45条 この法人が事業の全部又は一部を譲渡するときは、第24条第2項に規定する評議員会の決議をしなければならない。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第8章 事務局その他

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員の任免は、理事長が行う。ただし、事務局長は、理事会の決議により理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第9章 情報公開

(帳簿及び書類等の備置き及び閲覧)

第48条 この法人は、次に掲げる帳簿及び書類等を主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 第25条に規定する評議員会の決議の省略をした場合の同意書
- (3) 評議員会の議事録
- (4) 第41条に規定する理事会の決議を省略した場合の同意書
- (5) 理事会の議事録
- (6) 会計帳簿
- (7) 事業計画書、収支予算書
- (8) 各事業年度に係る貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書
- (9) 認可等及び登記に関する書類

2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(公 告)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 雑 則

(委 任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、山本宏、常務理事は、石井賢三とする。

附 則（平成24年5月31日評議員会で決議・第21条関係）

この定款は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日評議員会で決議・第3条及び第27条関係）

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月26日評議員会で決議・第34条条関係）

この定款は、令和5年7月26日から施行する。